

議案第140号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
手数料を徴収する事項	手数料の金額			手数料を徴収する事項	手数料の金額				
[略]				[略]					
長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（新築基準）	登録住宅性能評価機関による適合証（認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合	[略] 共同住宅等（長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	1万3,000円	長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（新築基準）	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による適合証（認	[略] 共同住宅等（長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	13,000円

登録住宅性能評価機関による適合証の提出がない場合で、住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。）の提出がある場合	一戸建ての住宅	<u>1万7,000円</u>
	共同住宅等	<u>6万1,000円</u>

定基準に適合していることを証する書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合		
登録住宅性能評価機関による適合証の提出がない場合で、住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。）の提出がある場合	一戸建ての住宅	<u>17,000円</u>
	共同住宅等	<u>61,000円</u>

		登録住宅性能評価機関による適合証及び住宅性能評価書の提出がない場合	一戸建ての住宅	<u>4万8,000円</u>			登録住宅性能評価機関による適合証及び住宅性能評価書の提出がない場合	一戸建ての住宅	<u>48,000円</u>		
			共同住宅等	<u>11万2,000円</u>				共同住宅等	<u>112,000円</u>		
認定の申請の審査（増改築基準）	登録住宅性能評価機関による適合証の提出がある場合		一戸建ての住宅	<u>1万円</u>		認定の申請の審査（増改築基準）	登録住宅性能評価機関による適合証の提出がある場合	一戸建ての住宅	<u>10,000円</u>		
			共同住宅等	<u>1万9,000円</u>				共同住宅等	<u>19,000円</u>		
	登録住宅性能評価機関による適合証の提出がない場合		一戸建ての住宅	<u>7万2,000円</u>		登録住宅性能評価機関による適合証の提出がない場合		一戸建ての住宅	<u>72,000円</u>		
			共同住宅等	<u>16万8,000円</u>				共同住宅等	<u>168,000円</u>		
[略]					[略]						
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は住宅・非住宅	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「事前審査機関」という。）による適合証の提出があ	[略]		200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	1万円	低炭素建築物新築等計画の認定の申請	一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は住宅・非住宅	建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以	[略]	
			400平方メートルを超							<u>1万6,000円</u>	200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの
			400平方メートルを超		<u>1万6,000円</u>				400平方メートルを超		<u>16,000円</u>

<p>複合建築物の住戸（認定を受けた建築物の計画を変更する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積</p>	<p>る場合</p>	<p>え500平方メートル以内のもの</p>	<p>複合建築物の住戸（認定を受けた建築物の計画を変更する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積</p>	<p><u>下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、建築物省エネ法第15条第</u></p>	<p>え500平方メートル以内のもの</p>
---	------------	------------------------	---	--	------------------------

) 、認 定を受 けた建 築物の 計画を 変更し て建築 物の配 置を変 更する 場合の 当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積は、 2分の 1とす る。以 下同じ 。)		
	事前審査機関 による適合証	200平方メ ートル以内

) 、認 定を受 けた建 築物の 計画を 変更し て建築 物の配 置を変 更する 場合の 当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積は、 2分の 1とす る。以 下同じ 。)	1項に規定す る登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関又は登録住 宅性能評価機 関（以下「事 前審査機関」 という。）に よる適合証の 提出がある場 合		
		<u>建築物のエネ ルギー消費性</u>	200平方メ ートル以内

	の提出がない 場合	のもの	
		200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	<u>7万円</u>
		400平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>9万7,000円</u>
人の居住の用に供する部分を有しない建築物	事前審査機関による適合証の提出がある場合	300平方メートル以内のもの	<u>1万円</u>
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>2万7,000円</u>
	事前審査機関	300平方メートル以内のもの	<u>23万9,000円</u>

	能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がない場合	のもの	
		200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	<u>70,000円</u>
		400平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>97,000円</u>
人の居住の用に供する部分を有しない建築物	建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がある場合	300平方メートル以内のもの	<u>10,000円</u>
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
	建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がある場合	300平方メートル以内のもの	<u>239,000円</u>

	による適合証の提出がない場合	一ト以内のもの	円
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	38万円
人の居住の用に供する部分	事前審査機関による適合証の提出がある場合	300平方メートル以内のもの	1万円
		300平方メートル以内のもの	2万7,000円

	<u>ルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がない場合</u>	一ト以内のもの	
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	297,000円
	<u>建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u>	300平方メートル以内のもの	96,000円
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	120,000円
人の居住の用に供する部分	<u>建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1</u>	300平方メートル以内のもの	10,000円
		300平方メートル以内のもの	17,000円

を有しない建築物のうち工場等及び共同住宅等の共用部分		一トルを超え500平方メートル以内のもの	円
	事前審査機関による適合証の提出がない場合	300平方メートル以内のもの	<u>10万9,000円</u>
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>17万9,000円</u>

を有しない建築物のうち工場等及び共同住宅等の共用部分	<u>条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がある場合</u>	一トルを超え500平方メートル以内のもの	
	<u>建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、事前審査機関による適合証の提出がない場合</u>	300平方メートル以内のもの	<u>109,000円</u>
		300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>138,000円</u>
	<u>建築物のエネルギー消費性能が建築物省</u>	<u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>48,000円</u>

					<u>エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u>	<u>300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>63,000円</u>
[略]				[略]			
				<u>建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。）をいう。以下同じ。）に係る建築</u>	<u>特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知する建築物エネルギー消費性能確保計画</u>	<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>315,000円</u>
				<u>に係る建築</u>	<u>特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令</u>	<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>123,000円</u>

					物エネルギー消費性能適合性判定	第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知する建築物エネルギー消費性能確保計画			
建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）の	[略]	エネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」	[略]	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	406,000円（事前審査機関による省エネ向上計画適合証の提出があるものにあつては30,000円とする。）	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第29条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）の認定の申請	[略]	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	315,000円（事前審査機関による省エネ向上計画適合証の提出があるものにあつては19,000円とする。）

認定の申請	住宅部 分をい う。以 下同じ 。)	という。) 第 10条第1号イ (1)及びロ (1)に定め る基準に適合 するもの。									
		エネルギー消 費性能が建築 物省エネ省令 第10条第1号 イ(2)及び ロ(2)に定め る基準に適合 するもの	[略]	300平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 内のもの	161,000円 (事前審査 機関による 省エネ向上 計画適合証 の提出があ るものにあ っては 30,000円と する。)			エネルギー消 費性能が建築 物省エネ省令 第10条第1号 イ(2)及び ロ(2)に定め る基準に適合 するもの	[略]	300平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 内のもの	123,000円 (事前審査 機関による 省エネ向上 計画適合証 の提出があ るものにあ っては 19,000円と する。)
	[略]										
[略]											
建築物エネ ルギー消費 性能基準に 適合してい	[略]	住宅部 分を有 しない	標準入力法・ 主要室入力法 (建築物省エ	[略]	300平方メ ートルを超	406,000円 (事前審査		建築物エネ 省令第1条第 1項第1号イ	[略]	300平方メ ートルを超	315,000円 (事前審査

る旨の認定 の申請	建築物	ネ省令第1条 第1号イに定 める基準をい う。)に適合 するもの	え500平方 メートル以 内のもの	機関による 省エネ基準 適合証の提 出があるも のにあって は <u>30,000円</u> とする。)	る旨の認定 の申請	建築物	に定める基準 に適合するも の	え500平方 メートル以 内のもの	機関による 省エネ基準 適合証の提 出があるも のにあって は <u>19,000円</u> とする。)		
		モデル建物法 (建築物省エ ネ省令第1条 第1号ロに定 める基準をい う。)に適合 するもの	[略]	300平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 内のもの			<u>161,000円</u> (事前審査 機関に よる省エネ 基準適合証 の提出があ るものにあ っては <u>30,000円</u> と する。)	建築物省エネ 省令第1条第 1項第1号ロ に定める基準 に適合するも の	[略]	300平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 内のもの	<u>123,000円</u> (事前審査 機関に よる省エネ 基準適合証 の提出があ るものにあ っては <u>19,000円</u> と する。)
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る申請手数料等を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。